

勝尾寺縁起に見える宋海商について

原 美和子

はじめに

摂津国勝尾寺は、奈良時代の末に開創された山岳寺院である。⁽¹⁾古くは薬師三尊像が本尊であったようであるが、いつしか千手観音像が多く信仰を集めるようになり、本尊と称されるようになった。⁽²⁾

その勝尾寺の千手観音に関して、次のような靈験譚が伝えられている(以下の文章は、筆者による要約である。また以降便宜上、この靈験譚を「百済皇后靈験譚」と表記する)。

a 「百済国」の皇后が壮齡にして白髪になってしまった。様々な手当もむなしく効果をあげることができなかつたが、ある時、「日本国」の勝尾寺の千手観音に祈請せよとの夢告を受けた。それに従ったところ感応があり、再び黒髪を得た。そこで皇后は、b 正暦元年(宋淳化元年・庚寅年)に、c 宋商周文徳とd 楊仁紹の二人に託して、聖観音像・e 鐘など種々の品を勝尾寺に送ってきた。

この説話と、関連記事を載せる史料は、表1の通りである。

「百済皇后靈験譚」には、正暦元年(九九〇)という具体的な年号と、周文徳・楊仁紹という二人の實在の宋の海商名が見えるため、十世紀の対外関係を考える上で看過できない史料である。しかし、内容が説話である上、正暦元年には滅亡している「百済国」の表現が出てくることから、史料としての使用は慎重に行うべきである。

ところが、筆者は以前この記事を、「宋商人」は宋麗間・宋日間交流の主要な担い手であったばかりではなく、日麗間においても、他の勢力の優位に立つ文物・情報の収集・伝達能力を有していたと考えられる。」と述べるに際し、充分な検討を加えないまま、日麗交通を担った宋海商の事例の一つとして使用したことがある。⁽³⁾

そこで改めて、I 宋の海商周文徳と楊仁紹が正暦元年に共に来航したことは事実と認められるか。II 宋の海商周文徳と楊仁紹が日麗交通に関与したことは事実と認められるか。という二点に留意して、この説話を検討してみた。⁽⁴⁾その成立事情を探るため、諸寺の縁起や説話の類を見ていくと、この説話が長谷寺の観音靈験譚の影響

【表1】

	西曆	年月日	史料名	出典	備考 ^{*4}
①	1230	寛喜2.4.20	太政官牒	勝尾寺文書87 ^{*1}	a
②	1243	寛元元.5.21	沙弥心空筆勝尾寺古流記 摂州島下郡応頂山勝尾寺支証類聚第一縁起	勝尾寺文書162 大日本仏教全書(寺誌叢書2)	a b c e
③	1243	寛元元.5.21 ～ 8.15	勝尾寺毎年出来大小事等目録	勝尾寺文書165 大日本仏教全書(寺誌叢書2)	a
④	1246	寛元4.10.-	勝尾寺住侶等申状案	勝尾寺文書172	a
⑤	1261	文応2.2.-	勝尾寺衆徒等訴状案	勝尾寺文書220	a
⑥	1309頃	延慶2～3頃	梶原摂津国勝尾寺焼払事	延慶本平家物語第5本18	e
⑦	1322	元亨2	勝尾寺像	元亨釈書卷第28・志2寺像志	a b c d e
⑧	1644	寛永21.10.-	摂州嶋下郡応頂山勝尾寺鐘鑄之勸進帳	勝尾寺文書(子6) ^{*2}	a b c d e
⑨	1675	延宝3.3.29	盛祐筆勝尾寺縁起	勝尾寺文書(子7) ^{*3}	a b c d e
⑩	1683	天和3.孟春	応頂山勝尾寺縁起	大日本仏教全書(寺誌叢書2)	a b c d e
⑪	1698	元禄11.林鐘	応頂山勝尾寺統縁起	大日本仏教全書(寺誌叢書2)	a

*1 『箕面市史』史料編。以下、注記のない「勝尾寺文書」は同書に拠る。文書番号も同書に拠る。

*2 東京大学史料編纂所架蔵写真帳。架番号6171.63/18/20-1。

*3 同上。架番号6171.63/18/20-2。

*4 備考欄の記号は、前頁の説話要約文の傍線部に付した記号に対応する。

を受けて成立したのではないかと推測され、また、年号と海商の名は、源信の『往生要集』遺宋に関わる史料に由来する可能性が高いことに気付く。

そこで小稿では、「百済皇后靈驗譚」の成立事情を考慮した上で、改めてこの説話を対外関係史料として位置づけてみたいと思う。

一 周文徳・楊仁紹の来航年

まず、「百済皇后靈驗譚」の、正暦元年に周文徳・楊仁紹が来航したという記述の真偽について考察してみたい。周知の如く、この二人は、源信の『往生要集』の遺宋に関与した実在の海商である。

『往生要集』の遺宋をめぐる事情は、同書末尾に付録されている、正月十五日付の源信書状と二月十一日付の周文徳書状（以降それぞれ、「源信書状」・「周文徳書状」とする）⁽⁵⁾に年号の記載がないことなどが原因で混乱していたが、近年速水侑氏によって整理が試みられ、⁽⁶⁾田島公氏の「日本、中国・朝鮮対外交流史年表」や対外関係史総合年表編集委員会編『対外関係史総合年表』⁽⁷⁾においても、「源信書状」の年号を永延二年（九八八）、「周文徳書状」の年号を正暦二年（九九一）のものとする一致した見解が示されている。⁽⁸⁾筆者は、速水氏及び両年表の上述の見解に賛同するが、「百済皇后靈驗譚」の記す周文徳・楊仁紹の来航年の真偽を確認するため、先学の見解に依拠しつつ重複を恐れず、改めてこの間の事情を検討してみたいと思う。

永延元年（九八七）十月二十六日に宋から海商朱仁聡が来航し、その船で僧齊隠が来日した。源信は大宰府滞在中の朱仁聡と齊隠に

会い、『往生要集』（以降『要集』と略称）を贈り、その遺宋を託した。⁽⁹⁾正月十五日付の「源信書状」は、その際齊隠に宛てられたものと考えられている。⁽¹⁰⁾齊隠がいつ誰の船で宋に帰国したのかは明らかではないが、己丑年（九八九）に宋婺州雲黄山の僧行迪が「当府楊都綱」の所で『要集』を入手し、淳化元年（正暦元年・九九〇）四月付で、『要集』を預かったとの報書を源信に宛てて書いたことが確認される。従って、九八九年までには『要集』が宋の婺州に到着していたことは確実である。この後『要集』は、台州の海商周文徳の手で天台山国清寺に納められたこと、次いで周文徳が国清寺の「専当僧」の領状を持って日本に来航し、大宰府から某年の冬と次年の二月十一日付で源信に二度書状を送ったことが「周文徳書状」から知られるのである。しかし、この書状には年記がないため、その年号と、周文徳の来航年が問題となる。そこで、それを推定する根拠として、従来、「百済皇后靈驗譚」が記す「正暦元年（淳化元年・庚寅年）」が使われてきた。しかしここでは、この説話の記述の真偽を検討することが目的であるので、「百済皇后靈驗譚」は除いて、他の関連史料から周文徳の来航年を検討することとする。

正暦二年（九九一）九月二十一日には、宋の行迪から源信に経典類が贈られて来た。この事と、前年四月付で行迪の源信宛報書が書かれていることから、正暦元年四月から正暦二年九月二十一日までの間に源信宛の行迪報書と経典類を託された商人が来航したと考えることができる。一方源信は、正暦三年三月、宋慈恩寺弘道大師（窺基）の門人らに経義解釈の是非を問うため、婺州の海商楊仁紹に託して自著「因明論疏四相違略註釈」⁽¹¹⁾を行迪に送った。⁽¹²⁾以上か

ら、正暦三年三月以前に楊仁紹が来航していたことが知られる。この事実と、これまでの経緯を合わせて考えると、正暦元年四月から正暦二年九月二十一日までの間に来航し、源信宛の行進報書と經典類を届けたのは、先学の比定通り、前述の「当府楊都綱」¹⁶ 婺州の海商楊仁紹に間違いのないものと考えられる。

以上から、楊仁紹の来航時期はほぼ確定できたが、周文徳の来航時期は未だ確認できない。しかし、淳化元年四月付源信宛の行進報書と「周文徳書状」から、婺州において『要集』を行進に預託したのが楊仁紹であり、天台山国清寺に納めたのが周文徳であるという、『要集』を媒介とした楊仁紹と周文徳の連携関係がわかり、さらにその後両者がそれぞれ源信に宛てて『要集』の遺宋の事情を知らせる三通の書状（淳化元年四月付行進の報書・国清寺「專当僧」の領状・「周文徳書状」）を齎していることから、『要集』遺宋の報告のため、周文徳と楊仁紹が共に来航したと考えることは、充分可能であろう。この結果、周文徳の来航時期も正暦元年四月から正暦二年九月二十一日までの間に絞り込まれる。

即ち、二人の来航年は、正暦元年あるいは正暦二年ということになる。一方、前述した如く、楊仁紹は正暦三年三月に源信から自著を託されているので、二人はその頃までは日本に滞在していたと考えられる。従って、某年冬と次年二月十一日付で周文徳が源信に二度の書状を出していることと合わせて、「周文徳書状」の年号は正暦二年あるいは正暦三年という二つの可能性を持つこととなる。周文徳は、恐らく大宰府到着後できるだけ早く源信に国清寺の「專当僧」の領状を送ったであろうから、「周文徳書状」の年号は正暦三

年よりは、正暦二年の方が可能性としては高くなるのではないだろうか。すると、その前年の冬に出された一度目の書状があることから、二人の来着は、正暦元年中ということになる。一方楊仁紹も、行進から淳化元年（正暦元年）四月付報書を受け取ってからなるべく間を置かずに渡海を試みると推測すれば、二人の来航は、やはり正暦元年中の可能性が高くなるであろう。¹⁷

憶測に頼る部分が多いが、以上の結果から、周文徳・楊仁紹が共に正暦元年に來航したという「百濟皇后靈驗譚」の記述は、事実を反映したものと考えて良いと思われる。

二 「百濟皇后靈驗譚」の発生

次に、周文徳と楊仁紹が日麗交通に関与した事実があったのか、という点について考えてみたい。この二人の海商が朝鮮半島と何らかの関わりを持っていたことを示す史料は「百濟皇后靈驗譚」以外、現段階では他に見出すことはできない。¹⁸ そこで視点を變えて、この説話の発生について検討してみることとする。

表1に示した通り、最も早くこの説話が現れるのは、史料①である（以降、史料番号は表1に拠る。なお、史料全体を指す場合は「史料①」というように史料番号のみを表記し、その史料中の特定部分を意味する場合は、その旨明記することとする）。この史料の背景には、寛喜元年（一一二九）から翌年にかけて勝尾寺と山麓の右馬寮領豊島牧・近衛家領萱野郷の住民との間に起こった塚相論がある。¹⁹ 相論のきっかけは、近隣の住民が勝尾寺の四至内に入り禽獸を殺戮し、樹林をむやみに伐るため、寛喜元年十二月十日、寺僧が

入山伐木していた住民の斧・鎌を没収して制止したところ、樵夫が暴力沙汰に及んだというものである。寺側は四至内の山林における近隣住民の殺生伐木を禁止するよう朝廷に求め、その結果、寛喜二年四月二十日付で勝尾寺の要求を認められた太政官牒（史料①）が出された。そこには、寛喜元年十二月十一日付勝尾寺衆徒らの解状が引用されており、解状中、様々な事例によって寺領山林が靈地であることが説明されている。その事例の一つが、「百済皇后靈験譚」なのである。以下に該当部分を示そう。

【史料①の「百済皇后靈験譚」】（傍線は筆者による。以降の引用史料の傍線も同様。）

又百済国皇后、壮年有白髮之病、而祈日本国勝尾寺可有其庇之趣感夢告、遠奉送本尊聖觀音木像并遺栽靈樹之刻、從此山中放瑞光照彼后宮時也、玄庇潜通白髮再黒、其樹未枯本尊見在靈異在眼已如此、

ここには未だ、正暦元年という年号と二人の海商名は見られない。また、「百済国皇后」が祈請した対象は、勝尾寺の千手観音像とは明記されておらず、「日本国勝尾寺」とあるのみであることにも注意しておきたい。

次に、この説話の最後に「其樹未枯本尊見在靈異在眼已如此」と述べられていることに注目したい。史料①では、右の説話の直前に、勝尾寺を開創したと伝えられる開成皇子が大般若経を山中に埋納したところ、「百草万木」が経巻を礼拝して屈し、その中の一松は屈したままついに伸びることがなかった、という説話を配置している。⁽²⁰⁾この二説話を勝尾寺が解状中に提示した目的を考えると、近

隣住民の殺生伐木を禁止するための論拠の一つとして、勝尾寺領山林が、「経巻礼拝之靈木」や遠く「百済国」から送られてきた「靈樹」がある場であることを強調することであったと推測できる。つまり、「百済国」にまで聞こえていたという勝尾寺の靈験を強調すると同時に、遠く彼地から送られて来た「靈樹」が、未だ枯れずに山中に在るということが重要な論点の一つだったと考えられるのである。⁽²¹⁾

この説話の他に、勝尾寺と百済（又は高麗）との関係を裏付ける史実が検出できれば、説話の由来をそこに求めることが可能であろう。しかし、勝尾寺と朝鮮半島との関係は、この説話以外に見出すことができない。従って、実際に勝尾寺と朝鮮半島との間に何らかの関わりがあつてこの説話が生まれたと考えるよりは、寛喜年間の塚相論を契機として、勝尾寺領山林が靈地であることを強調するために、新たに語り始められた説話であつたと考える方が自然である。⁽²²⁾

三 「百済皇后靈験譚」の展開

鎌倉時代中期以降、勸進が寺院の維持・復興のために極めて有効な手段として認められるようになり、講や説教・仏像などを勸進の方便として用い、聴聞料や見物料を徴収する興行型勸進が出現したことが指摘されている。⁽²³⁾そのような趨勢の中、勝尾寺も寛元元年（一二四三）に京都で勸進興行を行い、「百済皇后靈験譚」は、この勸進をきっかけに大きく展開を遂げたものと思われる。勸進の詳細及び新たな「百済皇后靈験譚」については、以下の記事から知られる。

【史料②の「百済皇后靈驗譚」】

古語曰、百済国皇后軟雲髮蒼華之色、壯日有白髮之愁、秦医之術失驗、燕寝之思屢薄、仍雖祈彼国之仏神、全無悉地之円満、爰夢中老翁来曰、奉祈日本国勝尾寺觀世音者、定有感応歟云々、迺抽丹棘專備香花、遙向此方深致祈念、然間又有夢告、從此肅寺忽放靈光照彼枿房早呈瑞相、然後精祈惟白、素髮再鬢、我願既滿、仏恩宜報、仍附大宋国商客周文徳、庚寅歳（当）我朝正暦元年、聖觀音像一鉢・洪鐘一口・金鼓一口・闕伽器一前・鈴杵等、白心木七本奉送之、通万里之遠信、為一寺明効、利益非啻洽于我国、靈徳過于異朝、感応之道古今妙彙而已、（此条在別記、又載勝尾寺讚、）

【史料③の寛元元年勸進記事】²⁴

寛元元（卯歳）自五月廿一日至八月十五日、為勸進本堂薬師・白齐国請觀音礼拜、於奉出京薬師ハ中尊計也、此時当寺四卷絵書頭、三卷淡路法橋（不知実名）書頭之、一卷ハ（証如伝）内蔵入道（曲二郎也）書之、絵用途十余貫也、於安居院被書之、勸進道場初四条高倉尺迦堂、後二条東洞院地藏堂也、開白導師竹中法印宗源、結願導師刑部僧都禪覚、奉加物見物二百余貫也、以此用途本堂・常行堂大床敷之、拜殿・鐘樓尊之、本堂北面葺了、

右の勸進記事によれば、勝尾寺は、寛元元年の五月二十一日から八月十五日までの約三か月間、京都四条高倉尺迦堂と二条東洞院地藏堂の二か所を勸進道場として、薬師三尊像のうちの天尊薬師如来像と「百済国皇后」が祈請したという千手観音像の出開帳を行っ

た。同時に、新たに縁起絵巻四巻を作成し、それを用的絵解きを行ったものと考えられている。²⁶

ここに見える縁起絵巻四巻の内容は、一巻が第四代座主証如の伝にあてられたという以外明らかではないが、勸進興行開始日と同じ五月二十一日付で、寺僧心空によって新たに縁起がまとめられている。それが史料②であり、上掲の「百済皇后靈驗譚」を含むものである。

そこで、史料②の「百済皇后靈驗譚」の内容を、前章で示した史料①のものと比較してみると、史料②の方では、観音靈驗譚としての性格が明確になっていることが確認できる。つまり、史料②の話では、靈験を顕わしたのが「日本国勝尾寺觀世音」と明記されており、さらに、結びで「利益非啻洽于我国、靈徳過于異朝、感応之道古今妙彙而已」と述べて、勝尾寺の千手観音像が「異朝」にまで靈験を及ぼすものであることを強調している。そして、ここで初めて年号「庚寅歳（当我朝正暦元年）」と、海商名の一つ「大宋国商客周文徳」が加わり、百済から送られて来た物品数が増加している。その上、史料①の説話では「靈樹」だったものが、「白心木七本」と具体化している。

京都の勸進道場における絵解きの場で、縁起絵巻に描かれた勝尾寺の薬師三尊像と千手観音像の靈験を、さらに強く人々に実感させようとする時、その像の実物の開帳は、極めて効果的であったろう。上掲の史料③の記事で、出開帳を行った観音像に敢えて「白斎請觀音」という表現をしていることは、この時公開された縁起絵巻の内容に、「百済皇后靈驗譚」が含まれていたことを裏付けている

のではないだろうか。従って、史料③の記事に見える縁起絵巻の原典となったのが史料②であったことは、ほぼ間違いないであろう。

この勸進は、既に前年から計画されていたよう⁽²⁷⁾で、寺僧心空による新縁起の作成、公卿に依頼しての勸進帳の作成⁽²⁸⁾、次いで安居院における縁起絵巻四巻の作成と、周到な準備が整えられていった。そして、京中に勸進の場を設け、勝尾寺にとって最も重要な二つの佛像、薬師如来像と千手観音像を見物させ、重ねて縁起絵巻を用いてその像の靈験譚を語り聞かせ、その靈験を喧伝しようとしたのである。この勸進興行を効果的に行うために、十数年前から語り始められていた「百済皇后靈験譚」は、上で見たように、千手観音像の靈験譚としての新たな体裁に整えられ、信憑性を高めるために、具体的な年号と実在の海商名が文中に組み入れられたのである⁽²⁹⁾。

史料②の「百済皇后靈験譚」が「古語曰」で語り初められていることから、この説話がさほど古くからあったものではなく、この頃新たに創出されてきたものであることを推測させる⁽³⁰⁾。こうして、寛元元年の勸進を契機に、この説話は新たな展開を遂げたのである⁽³¹⁾。

四 長谷寺の観音靈験譚の影響

それでは、十三世紀半ばのこの時期に、勝尾寺が、自身の観音靈験譚として「百済皇后靈験譚」の如き内容の説話を採択したのには、どのような背景があったのであろうか。それは、当時の観音靈場寺院への信仰の高まりと、寺院経営のためにより多くの信者と参詣者を集めるための寺側の勸進努力と無関係ではなかったであろう。この間の事情を速水侑氏らの研究に従って概略すると、以下の

ようになる⁽³²⁾。十世紀初頭頃から貴族社会において観音信仰が急激に高まり、石山寺・長谷寺など京都周辺の観音寺院への参詣が始まった。一方寺院側は、経済的庇護者として貴族たちの参詣に期待し、彼らに向けて本尊観音の靈験を宣伝するようになった。さらに、恐らく十一世紀から十二世紀にかけて唱道僧たちの手を借りて、広く民衆にも向けた参詣勸進が積極的に行われた。その結果、院政期には貴族のみならず民衆の靈場参詣がますます盛んになって行った。また、十一世紀末から十二世紀の頃には西国三十三所観音靈場が成立し、巡礼の風が広まっていったという。

勝尾寺は、この三十三所の一つであり、時期は少し降るが、嘉暦二年（一一三二）十一月三日付の田地寄進状に「抑当寺千手観音者、三十三所之随一、往来薰習之靈場也、而廻国巡礼行者、連続参詣、諸人往覆、貴賤不退通夜」とあって、多くの巡礼参詣者を集めるようになっていたことが窺われる。数多くの観音靈場寺院が林立する中、それぞれの寺院は、勸進目的と相俟って、自身の本尊観音の靈験を広めるため、凌ぎを削らざるを得なかったであろう⁽³⁴⁾。京都から遠く、参詣が困難な寺院ほど積極的に勸進努力をせざるを得なかったはずである⁽³⁵⁾。

こうした状況下、長谷寺では、十三世紀初頭に、本尊十一面観音像の様々な靈験を集めた『長谷寺験記』（以降『験記』と略称）が編まれた⁽³⁶⁾。『験記』は、序で「奇瑞ヲハ彼ノ唐土マテニ及ス」と述べた上で、長谷寺と中国及び朝鮮半島との関係を示す数種の説話を収録しており、そのうちの二つは、勝尾寺の「百済皇后靈験譚」と関連して特に注目できる。引用が長くなるが、内容を要約して以下

に示すこととする。

【説話A】巻上・第六「唐朝ノ馬頭夫人得ニ瑞正一成ニ守護神一事」陽成天皇の時、「大唐国」の「僖宗皇帝」千人の後のうち第四の后を「馬頭夫人」と言った。この后は、「文宗」の孫にあたり、その宿習によって「顔長クシテ、鼻ノ姿頗ル馬ニ似」ていたが、心情の美しさによって皇帝の寵を得ていた。そのため他的后達が妬み、白昼皇帝の前にその顔を頭わさせようと策謀した。馬頭夫人は医師・仙人を頼ったが、容色を改めることはできなかった。ところが、「日本国長谷寺ノ観音」に祈請したところ夢告を得、美しい顔に変わった。馬頭夫人は悦び、「大唐国乾符三年（丙申）歳六月十八日」に眷属を率いて「明州ノ津」に出て、十種（具体的な物品名を記す）の宝物と願文（願文の内容も引用）を小舟に乗せ海に浮かべた。小舟は一日一夜で「我朝播磨国明石ノ浦」に到着し、その地の郡司「秦ノ友麿」によって宝物等は、「日本国貞観十八年（丙申）歳六月廿七日」に長谷寺に送られてきた。（この後、馬頭夫人が「大唐国第四皇后君嶋女大神」と称し長谷寺の「護法善神」となり、様々な験を頭わした話が続く。）

【説話B】巻上・第十二「新羅国ノ照明王ノ后遁ニ王難ヲ一送ニ宝物ヲ一事」

村上天皇の時、「新羅国」に名を「照明王」という「武王」があった。その百人の後のうち、第一の后は容貌・心情共にすぐれ、王の寵を得ていた。ある時、近臣の「義頭」が后に密通した。王はこの事を知って逆鱗し、后の髪を括って木から吊り下

げた。后はある僧から、「日本ト云国」の「長谷ト云所ハ観音利生ノ靈場冥道守護ノ勝地」であるので祈念せよと勧められ、従ったところ、童子が現れて后の足の下に「金ノ榻」を置き、食物を進めて様々に慰めた。後日、王が后の様子を見に行くと、以前にも増して美しい后の姿があった。王は、后を免じて再び宮に迎え、后と共に長谷寺の観音に帰依した。この后「大槿皇后」は、「義平先生等ノ七人」を使者として、「日本国天曆六年（壬子）歳春三月ノ比」に書状（状の内容も引用）と三種の宝物（具体的な品名を記す）を長谷寺に送ってきた。度々の回祿により、宝物の多くは焼亡してしまったが、金簾など数種の品は今も残っている。

この二説話は共に、異国・異域の皇后が、日本の長谷寺の観音に祈請し、その靈験によって危難を救われ、種々の報礼物を送って来るという内容である。⁽³⁹⁾これは、勝尾寺の「百済皇后靈験譚」と、筋立ての上では全く同じ類話である。

長谷寺は、古くは九世紀後半から、「元来靈験之蘭若也」⁽⁴⁰⁾、「靈像殊驗」⁽⁴¹⁾、「大和国靈驗山寺、有長谷壺坂両精舍」などと称され、本尊十一面観音の靈験が認められてきた。その結果、観音靈場として都の貴族らがまず思い浮かべる寺の一つとなっていた。⁽⁴²⁾また、「三宝繪詞」に「ソノ、チ利益アマネク、靈験モロコシニサヘキコヘタリ」⁽⁴⁴⁾、「源氏物語」に「仏の御中には、初瀬なむ日本のうちにはあらたなる験あらはし給と、唐土にだに聞こえあむなり」とあって、十世紀末から十一世紀初頭に、長谷寺十一面観音像は「唐土」にまでも靈験を及ぼすとの認識があったことが知られている。この時期の

史料からは、長谷寺の観音像が「唐土」に靈験を顕わしたという具体的な話は見出せず、その評判が記されるのみであるが、いつしか説話として語られるようになったものと思われ、『験記』に収録された中国・朝鮮半島関係の諸説話がそれにあたるものと考えられる。

『験記』の中国・朝鮮半島関連諸説話の成立時期が、いつ頃まで遡れるか、正確なところはわからないが、本章で取り上げたA・Bの二説話について見ると、今は散逸した『長谷寺流記』(以降『流記』と略称)に依拠したものであることが確認されている。(46)『流記』は、嘉保元年(一〇九四)十一月十三日の長谷寺焼亡を契機として、再建のための勸進を担当した行仁が継録して白河上皇に奏した『当寺ノ靈験建立ノ次第』にあたると考えられており、嘉保元年から行仁の死没年の保安元年(一一二〇)までには成立していたと言われている。(47)この説に従うならば、A・Bの成立は、十一世紀末から十二世紀初頭頃まで遡れることとなる。つまり、十世紀末頃から漠然と「靈験モロコシニサヘキコヘタリ」と言われていた評判を、長谷寺が、十一世紀末から十二世紀初頭頃までに、Aなどの説話によって具現化し、さらにBの説話で、新羅の僧に「彼観音ハ閻浮本尊トシテ漢家本朝ニ聞ヘタル靈像ニテ在ハ、我国人ノ国トナク、仰奉ル者ハ速疾ニ益ニ預ル」と述べさせて、「新羅国」(48)にもその靈験の及ぼされる範囲を広げてみせたのであろう。

ところで、長谷寺が度々火災に見舞われたことはよく知られている。「験記」でも、焼亡に関わる靈験が強調されていると言われ、「験記」の靈験とは、かような「絶えざる再興のための勸進を支

え、その利益を証明し宣揚する」機能のもとに作りあげられ、奉仕するものであったといえよう。」という指摘がされている。(50)即ち『験記』は、度重なる火災後の復興を支えた勸進聖らの、勧誘募金の際の唱道資料として用いられたことが推測されるのであり、その内容は、勸進聖らが媒介して諸処に広めて行ったものと考えられる。そして、古くから観音霊場として多くの信仰を集めていた長谷寺の観音靈験集である『験記』は、他の観音霊場寺院の縁起や説話などにも大きな影響を与えたのではないだろうか。現に本章で取り上げた説話のBの方は、『今昔物語集』(十六・十九)と『宇治拾遺物語』(四十四・五)にも見られ、寺外に流出していることが確認できる。(53)一方の勝尾寺は、『梁塵秘抄』に「聖の住所」(54)として謡われている通り、多くの「聖」らが出入りしており、その中に長谷寺の勸進聖あるいはその縁につながる者がいたとしても不思議ではない。

以上の諸点から、直接の因果関係は不明であるが、観音霊場としては後発の勝尾寺が、十三世紀半ばの堺相論と勸進とを契機として、長谷寺の観音靈験集『験記』の、「寺院の靈験記として、これほど海外における靈験譚を集め宣伝した例は、他には見られないであろう」と言われる強い海外志向と、「どの説話にも、時代・日時・人名などを明記して、説話の真实性を高める操作を加えている」(56)という手法の影響を受け、中でもA・Bのストーリーを踏襲して、「百済皇后靈験譚」を成立させた可能性は大いにあり得るのではないかと考えるのである。この推測が正しければ、「百済皇后靈験譚」が十三世紀半ばに創出・展開されていたものであるとの第

二・三章の結論は補強されることになる。

五 海商名・年号の由来

以上、「百済皇后靈驗譚」は、勝尾寺と百済（又は高麗）、あるいは、勝尾寺と海商周文徳・楊仁紹との間に何らかの関わりがあったという事実を反映して発生した説話ではなく、十一世紀末から十二世紀初頭以降喧伝されるようになった長谷寺の観音靈驗譚A・Bなどの影響を受けて、十三世紀半ばの勝尾寺の堺相論と勧進を契機として、新たに創出・展開されていったものであり、年号と海商の名は、説話の信憑性を高めるため、寛元元年（一二四三）頃、「百済皇后靈驗譚」に取り込まれたものであるとの推測をした。そこで次に、海商名と年号の由来について考えてみたい。

表1に従い、「百済皇后靈驗譚」に関連する史料を年代順に見ていくと、史料②の段階では海商の名は周文徳（c）一人しか出てこないが、史料⑦の段階までには、もう一人の海商楊仁紹（d）の名も加えられ、ここに「百済皇后靈驗譚」はほぼ完成する。ここではまず、最初に付加されたのが周文徳の方であり、楊仁紹は後に付加された名であることを確認しておきたい。

第一章で提示した通り、「百済皇后靈驗譚」を除くと、周文徳と楊仁紹の来航を示す史料は、すべて源信に関わるものであり、第一章で検討した時期以外の二人の来航を示す史料は現在残っていない。従って、恐らく「百済皇后靈驗譚」は、源信の『要集』遺末に関わる史料から年号と海商名を取り入れたものと考えられる。特に周文徳の名は、『要集』の普及と、同書に「周文徳書状」が付録さ

れて普及するにつれて、広く人々に知られるようになったのではないだろうか。『要集』末尾に「源信書状」と「周文徳書状」が付録されるようになったのは、鎌倉時代に入ってからと言われており、現存の古い諸本から確認してみると、表2のようなことになる。

この結果から、遅くとも一二一〇年には『要集』末尾に「源信書状」・「周文徳書状」が付録されるようになったと言える。以後、周文徳の名は人の目に触れる機会が増え、特に承元四年・建長五年版というような版本で普及したことは、『要集』の遺末に関与した宋

【表2】

西暦	年号	所蔵	形態	付録 ^{*1}
11C後半		最明寺	写本	無
1171	承安元年	青蓮院	写本	無
1210	承元4年		版本	有（推定）
		高野山正智院	写本	有
1216	建保4年		版本	無
1217	建保5年	専光寺	取合本	有 ^{*2}
1253	建長5年		版本	有

* 1 築島裕他編『最明寺本往生要集（影印篇）』（汲古書院、1988年）、『大日本史料』1-23・寛和元年4月是月条で確認。

* 2 建保4年版本を摺写したものに、「源信書状」・「周文徳書状」を補写している。

の海商として周文徳の名をより広範囲の人々に知らせる役割を果たしたものと推測される。これは、史料②の「百済皇后靈驗譚」に周文徳の名が取り込まれた時期ともほぼ一致する。

一方、楊仁紹の名は、『楞嚴院廿五三昧結衆過去帳』⁽⁵⁹⁾と『延曆寺首楞嚴院源信僧都伝』及び『因明論疏相違略註釈』⁽⁶⁰⁾などの源信関連史料から知られる。これらの内、二人の名が揃って現れるのは『延曆寺首楞嚴院源信僧都伝』である。従って同書の成立時期から見て、遅くとも十一世紀半ば以降、源信伝に二人の海商名が併記されるようになったものと考えられる。⁽⁶²⁾

以上の点から、史料②の「百済皇后靈驗譚」は、まず『要集』末尾付録の「周文徳書状」からヒントを得て周文徳の名を取り入れたのではないかと推測する。それは、海商名が出てくる最初の史料②に見えるのが周文徳のみで、「周文徳書状」には出てこない楊仁紹の名はないことから裏付けられるのではないだろうか。そして、同時にそれと結びつけて周文徳が来航した正暦元年という年号が取り込まれ、⁽⁶³⁾次いで史料⑦が成立するまでの間には、周文徳と同時期に源信と宋仏教界との交流を支え、行動を共にした楊仁紹の名が源信関係の他の史料から導き出されて、「百済皇后靈驗譚」にさらに付け加えられていったのではないだろうか。源信にゆかりの深いこの二人の名を取り込むことは、特に浄土教信徒の注目を集める上で大いに効果を発揮したのではないかと思われる。⁽⁶⁴⁾

おわりに

以上の考察を通して、勝尾寺の「百済皇后靈驗譚」に見える正暦

元年という年号と周文徳・楊仁紹という海商名は、二人がこの年に来航し、源信と宋仏教界の交流に深く関与したという事実に基づいて、『要集』末尾付録の「周文徳書状」や源信の伝記史料などから、十三世紀半ばにこの説話中に取り込まれていったものであると推論した。つまり、この二人と勝尾寺との間には、本来何の関係もなかったことになる。また、「百済皇后靈驗譚」自体も、実際に勝尾寺と百済(又は高麗)との間に何らかの関係があったという史実に導かれて成立した説話ではなく、十一世紀末から十二世紀初頭以降広く知られるようになった長谷寺の観音靈驗譚などの影響を受けて、やはり十三世紀半ばに創出されていったものであろうと結論付けた。即ち、この史料からは、正暦元年に周文徳と楊仁紹が高麗からの物資を日本に齎したという事実があったとは言えないのである。従って、筆者の前稿の如く、十世紀末に宋海商が高麗と日本との間で活動した事例の一つとしてあげることが妥当ではなかったと言わざるを得ない。

説話に具体的な人物名や年月日などの固有名詞を付けることは、説話の信憑性を高めるためにしばしば行われたことであり、このような方法で人々の関心を集めようとするのは、唱道とともに展開した中世の仏教説話の一つの性格であったと言われている。⁽⁶⁵⁾これは、寛元元年の勸進において、聴衆を前にした絵解きが行われたと考えられる勝尾寺の縁起にもあてはまるものであろう。そうであると考えれば、周文徳・楊仁紹の名を出すことが、当時の人々に真实性を感じさせるものでなければならぬ。つまり、この説話が創出され、語り始められた十三世紀半ばの京都周辺の人々の中に、異国・異域

から重要な物資を伝えるのは宋の海商であるという一般的なイメージが広く浸透していたからこそ、この説話は、周文徳らの名を取り込んで信憑性を高めることができたのではないだろうか。まず説話の作成者側において、この海商の名を出すことによって生じる効果が期待され、その思惑通り、現実を受け手側の意識にも訴えかけたからこそ、史料③の記事に見える如く、「奉加物見物二百余貫」というような大きな勸進成果をあげることができたのである。

即ち、この説話に真实性を加えるために、「百済国」から物資を伝えた者として、日本人商人でも朝鮮半島の商人でもなく、真っ先に宋人海商が想起されたことを注目すべき点であると考えるのである。この説話の「百済国」の意味についてはさらに考える必要が⁽⁶⁶⁾あろうが、単なる異国・異域に留まらず、よしんば「百済国」から朝鮮半島が想起されたとしても、朝鮮半島からの物資とこの宋海商の名とが結びつけられて語られても人々に疑念を抱かせることにはならなかった。異国・異域から重要な物資を持つてくるのは中国人海商である、という認識を揺るがすものとはならなかったのである。だからこそ、ここに宋の海商名が取り入れられ得たのではないだろうか。京都周辺の人々のこのような意識は、当時の現実の対外関係の姿とも齟齬しない。⁽⁶⁷⁾以上の観点から、「百済皇后靈験譚」は、この説話が成立した十三世紀段階の宋海商の活動を象徴的に示す史料として使用することが可能なのではないかと考えるのである。⁽⁶⁸⁾

十三世紀半ばの対外関係を表象するものとして、「周文徳」・「楊仁紹」という宋海商の名を捉えると、この段階の日宋交通を主に担っていたのは以前から引き続き続いて宋の海商であり、日麗間におい

ても日常的な物資は別にして、何か特別な物資（「百済国皇后」からの報礼の品など）の場合は宋海商が関与することがあった、という実態をこの説話からくみ取ることが可能なのではないだろうか。この観点から、勝尾寺縁起のこの説話は、対外関係史料として利用する余地があると思うのである。

註

- (1) 戸田芳美「中世の箕面」（箕面市史編集委員会編『箕面市史』第一巻（本編）〔箕面市役所、一九六四年〕九九―一四一頁）。
- (2) 「勝尾寺文書」（箕面市史編集委員会編『箕面市史』史料編一・二〔箕面市役所、一九六八年・一九七二年〕以降「勝尾寺文書」は、注記しない限り同書に拠る。番号も同書の文書番号に拠る。）に残る早い事例では、仁安三年（一一六八）に「観音之靈徳」を理由に田地の寄進があった（勝尾寺文書 11・19）。枚挙に暇がないので一々挙げないが、それ以後「勝尾寺文書」に現れる寄進の対象の多くは、薬師如来像と千手観音像である。仁治三年（一二四二）には、「抑当寺者観音薩埵靈場之地、大悲利生感応之砌、往詣之人無絶、信敬之輩無隙」（勝尾寺文書 158）と見え、勝尾寺の千手観音像の靈験への信仰の高まりが確認できる。
- (3) 拙稿「宋代東アジアにおける海商の仲間関係と情報網」（『歴史評論』五九二、一九九九年八月）九―十頁。
- (4) この説話の成立・性格などに触れた先行研究は、管見の限りでは、速水侑「観音信仰」（稿書房、一九七〇年）二四〇―二四一頁、源健一郎「平家物語」と天台系観音信仰寺院―粉河寺・勝尾寺をめぐって―」（『日本文学研究』五一―四、二〇〇〇年三月）八四―八五頁のみである。
- (5) 『往生要集』付録のものその他、『朝野群載』巻第二十・異国にも収載

されている。

- (6) 速水侑「往生要集」の行方(『日本歴史』四八三、一九八八年八月)、同「人物叢書」源信(『吉川弘文館、一九八八年』一四〇〜一八七頁)。
- (7) 奈良貞立権原考古学研究所附属博物館編「貿易陶磁―奈良・平安の中国陶磁―」(臨川書店、一九九三年)所収。八一〜八二頁。以降「臨川年表」とする。
- (8) 吉川弘文館、一九九九年。一四一〜一五頁。以降「吉川年表」とする。
- (9) 三者間には細かい相違点があるので、適宜以下で触れていく。
- (10) 『扶桑略記』永延元年十月二十六日条、『日本紀略』同年冬条、『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』(今津洪嶽「正元古写源信僧都証註」(恵信僧都降誕一千年奉賛会、一九四一年)、『源信書状』)。
- (11) 速水氏と「吉川年表」は、「源信書状」の宛先を齊隠とする。「臨川年表」は、周文徳とする。
- (12) 速水氏は、朱仁聡の船とする。「吉川年表」では、永延二年(九八八)二月八日以降に齋然の弟子嘉因らに乗せて帰來した鄭仁徳と周文徳・楊仁紹と同じ商人仲間、齊隠はその船に同乗した可能性を推測している。
- (13) 『楞嚴院廿五三昧結衆過去帳』(『書陵部紀要』三七、一九八六年二月)、『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』。
- (14) 『日本紀略』正暦二年九月二十一日条。
- (15) 『因明論疏四相違略註釈』(『恵信僧都全集』五)巻上・巻下奥書。『延暦寺首楞嚴院源信僧都伝』では「辛卯歲」(正暦二年)とする。
- (16) 『楞嚴院廿五三昧結衆過去帳』、『周文徳書状』。
- (17) 『小右記』正暦元年七月二十日条に、「唐人船一艘(千五百石)着岸、法橋齋然弟子去々年属唐人入唐、今般彼唐人及弟子法師等以帰朝云々」とあって、正暦元年七月に、齋然の弟子を永延二年に入宋させた海商Ⅱ鄭仁徳が来航したことが見える。速水氏と「吉川年表」は、周文徳と楊仁紹もこの時に同船で来航したと推測しており、筆者もその確率は高いと考えている。「臨川年表」は、この「唐人」を鄭仁徳ではなく、周文徳と楊仁紹と推定しているが、記事の内容から、この「唐人」は鄭仁徳と考えた方が穩当のように思われる。
- (18) 但し、楊仁紹が「楊都綱」(『楞嚴院廿五三昧結衆過去帳』)と表記されている点は、やや気になる。「都綱」は、高麗史料に頻繁に見られる表現で、中国史料に見られる「綱首」にあたる。楊仁紹以外にも日本の史料に「都綱」と表記されている宋海商は数例見られる。この「都綱」という表記の問題については別稿で考察したいと考えている。
- (19) 関連史料は、『勝尾寺文書』76頁85〜87頁94。この塚相論に関しては、註(1)戸田論文一七四〜一九五頁、瀬田勝哉「木の語る中世」(朝日新聞社、二〇〇〇年)十七〜十八頁などを参照。
- (20) 年号は信頼できないとされるものの、『勝尾寺文書』中に伝わる縁起の中では最も古い宝龜十一年(七八〇)七月十三日の日付を持つ「勝尾寺古流記」(『勝尾寺文書』1)に、この説話は既に見える。
- (21) 註(19)瀬田書一五〜二七頁参照。
- (22) 勝尾寺は、寿永三年(一一八四)二月四日、一ノ谷に向かう梶原景時の軍勢によって焼き打ちされている。その被害を載せる元暦元年二月日付「勝尾寺焼亡日記」(『勝尾寺文書』26)に「一鐘楼一宇(椽皮葺)、鐘一口(長五尺)、又別鐘二口(一口長三尺五寸、一口長二尺)」とある。ここに見える別鐘のうち長さ三尺五寸のものが、史料⑥⑧⑨などによると、百済から渡ってきたという鐘にあたると思われる。しかし、右の記事にはその鐘に、百済に関する注記はない。「百済皇后靈驗譚」に関わる何らかの伝承がこの頃既に勝尾寺内にあったならば、鐘にもその旨注記しても良いように思われる。
- (23) 中ノ堂一信「中世的勸進の展開」(『芸能史研究』六二、一九七八年七月)二七〜二八頁。

(24) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳(架番号G71.63/18/20-12)参照。

「百済國請観音」と翻刻した部分は、「箕面市史」所収「勝尾寺文書」165では「百済國請観音」とする。なお、点のうち方にも「箕面市史」とは相違する部分があることをお断りしておく。

(25) 「百済國請観音」をどのように読むかによって、どの仏像を意味するかに違いが出てくる。多くの場合、「百済國皇后帰依の伝説をもつ観音像」(註(一) 戸田論文一九九・二〇〇頁) というような解釈が示される。この解釈では、千手観音像のことを指すこととなる。一方、註(4) 源論文七五七六頁においては、「請」を「聖」の音通と読んで、「百済國皇后」が送ってきた「聖観音像」のことであると解釈している。筆者は、「百済國の請ずる観音」と読んで、仏像は前者の方であると考えているが、いづれにしても「百済皇后靈驗譚」に関連する千手観音像あるいは聖観音像であり、この説話との関わりで出開帳された仏像であることに変わりはない。

(26) 註(一) 戸田論文二〇九・一九八―二〇四頁、註(23) 中ノ堂論文二八―三三頁。この勸進は、それまで勝尾寺が行ってきた勸進と比べて、本格的で大々的なものであり、この後宝治二年(一二四八)・同三年・建長二年(一二五〇)に行われた、般若会における稚児舞楽興行と合わせて、「勸進形態に注目しても本尊仏の出開帳、縁起絵巻の利用、芸能興行という室町時代に入ると最も一般的な勸進形態となる興行型勸進の方便の三大代表がいずれも用いられていることにおいて我國勸進史上でも貴重な位置を占めるものといえる」(註(23) 中ノ堂論文三一頁) という位置づけがなされている。また、史料③の勸進記事から、唱道説教の家として著名な安居院が縁起絵巻の作成にも関与していたことが知られるため、「神道集」などの唱道台本の成立にも関連しても注目されてきた勸進である(註(一) 戸田論文二〇〇―二〇二頁、福田晃「神道集」(久保田淳・北川忠彦編)『中世の文学』(日本文学史3)『有斐閣、一九七六年』、同「安居院と東国」『神道集説話の成

立』三弥井書店、一九八四年)、赤井達郎「勸進と絵解き」『絵解きの系譜』教育社、一九八九年)、徳田和夫「神道集―神々の物語―」『国文学解釈と鑑賞』五八―二二、一九九三年十二月)などを参照。

(27) 「勝尾寺文書」78に、「勸進帳伍巻、行能卿筆一卷(仁治三七、紙五枚)」とあり、能書で知られる世尊寺行能に勸進帳作成を依頼している。

(28) 註(27) 文書に、「(和字) 定成卿筆一卷(寛元々五、紙五枚)」とある。

(29) 寺院縁起の成立・展開・特質などに関しては、桜井徳太郎「縁起の類型と展開」(『日本思想体系』寺社縁起) (若波書店、一九七五年)、遠日出典「中世寺院縁起の特質」(『室生寺史の研究』(巖南堂書店、一九七九年))などを参照。

(30) 橋本正俊「観音寺院縁起の展開―「古老伝」等の記述をめぐって―」『国語国文』六九―二、二〇〇〇年二月)では、古代に限らず、中世の寺社などでも、資料不在の新たな縁起や由来を語り出す際に「古老伝」・「古老伝云」・「口伝云」・「古記云」・「或日記云」などの表現が頻繁に使われたことを検証している。史料②の「百済皇后靈驗譚」の末尾には「此条在別記、又載勝尾寺讚」とあって、この説話を記録したものが既に別にあることを窺わせるが、冒頭の「古語曰」は「古老伝」などと同様の表現と考えられる。最初にこの説話が見られる史料①の段階でも、「古老伝云、般若台東北一株松、屈以遂不伸、寛治年中大風初折失云云」に続けて「百済皇后靈驗譚」を記述している。この「古老伝云」は、直接は「寛治年中大風初折失云云」までにかかるものであるが、史料②の「百済皇后靈驗譚」が「古語曰」で始められていることと合わせて、史料①の場合も「百済皇后靈驗譚」の部分にまでかかるのかもしれない。

(31) ついでに述べると、史料②の段階で出てきた「百済國皇后」の奉納品の一つである鐘に関する話が派生して生み出されたようである。こ

の話は史料⑥に初めて見えるもので、寿永三年（一一八四）二月四日に一ノ谷へ向かう途中の梶原景時の軍勢によって勝尾寺が焼き打ちされ、堂舎並びに多くの資財と「百済国ヨリ送レル三尺五寸ノツキガネ」が焼亡してしまつたが、薬師三尊像、千手観音像の頂上仏（金銅阿弥陀仏）と胎内仏（金銅観音）は、焼亡を免れたというものである。史料⑦では、百済から送られてきた物品の中に「金鐘」があったことを記すのみで、それが焼き打ちに際して焼亡したことには触れていないが、史料⑧⑨では、「百済皇后靈験譚」に続けて鐘焼亡の話が付随してくる。註（4）源論文では、百済の鐘に関わる説話が勝尾寺にあつて、そこから「百済皇后靈験譚」が派生して生まれたとの見解が示されているが、小稿は、逆の解釈もできるのではないかと思う。尚、史料⑩の勝尾寺焼き打ちと百済の鐘焼亡に関する部分は、川合康「治承・寿永の戦争と『平家物語』」（『軍記と語り物』三六、二〇〇〇年三月）二五頁で翻刻紹介されている。

- (32) 註（4）速水書二二二―三三六頁、同「観音信仰と靈験利益」（『岩波講座日本文学と仏教』霊地（岩波書店、一九九五年））、同「今昔物語集」における霊場参詣勸進説話の形成（佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』（吉川弘文館、一九九五年））などを参照。新城常三「社寺参詣の社会経済史的研究」（『瑞書房』一九六四年）三、二五・九九―一八頁も参照。

(33) 「勝尾寺文書」525。

- (34) 註（23）中ノ堂論文二七―三二頁において、十三世紀半ば以降の、「当世勸進充滿国土」（『鎌倉遺文』十一―七八八六）する状況下、他寺と競合しつつ行われた諸寺院の勸進の様子が述べられており、勝尾寺の勸進もその中に位置づけられている。

(35) 以下に述べる、長谷寺の積極的な勸進活動はその一例である（註

(32) 新城書九―三三頁などを参照）。

(36) 永井義憲「勸進聖と説話集―長谷寺観音験記の成立―」（『日本仏教

文学研究』古典文庫、一九五七年）、同「長谷寺験記」解説」（『新撰社善本叢書』長谷寺験記（新撰社、一九七八年））、野口博久「長谷寺験記―その成立と影響―」（本田義憲他編『説話の講座』説話集の世界Ⅰ―古代―（勉誠社、一九九二年））などを参照。

- (37) テキストは、註（36）新撰社善本叢書本所収の長谷寺威鎌倉末期の写本影印本を使用。以降も同様。なお、『大日本仏教全書』（一一八・寺誌叢書（一）の「験記」の序によれば、この部分は「奇瑞ヲハ異朝ニ及ス」とある。

(38) 後掲の説話A・B以外で、中国など異国が主要な舞台となっているものは、以下の通りである。巻上の第一「吉備ノ大臣於大唐説野馬台ヲ帰朝事」、第九「唐大梁大相取国位建立令長谷事」、第十三「唐ノ堯恵神師力依冥ノ告ニ来当寺住生事」。また、巻下第十三、第十五、第二十三、第二十八にも中国・朝鮮半島に関わる記述がある。

(39) 野口博久「長谷寺験記」と『流記』（西尾光一教授定年記念論集刊行会編『論纂説話と説話文学』（笠間書院、一九七九年））二九六頁。

(40) 『続日本後紀』承和十四年（八四七）十二月丙辰条。

(41) 『日本三代実録』貞観十八年（八七六）五月二十八日条。

(42) 『日本三代実録』仁和元年（八八五）十月三日条。

- (43) 註（4）速水書二二八―三七七頁、註（32）速水（岩波書店、一九九五年）論文六三―六七頁、同註速水（吉川弘文館、一九九五年）論文三七四頁、同註新城書一八―一九頁、永井義憲「長谷信仰」（『岩波講座日本文学と仏教』霊地（岩波書店、一九九五年））二七九―二八〇頁、永島福太郎「豊山前史」（長谷寺、一九六三年）、林亮勝・坂本正仁「長谷寺略史」（真言宗豊山派宗務所、一九九三年）などを参照。
- (44) 下巻二十一「長谷菩薩戒」。テキストは、新日本古典文学大系本（岩波書店、一九九七年）を使用。

(45) 玉臺。テキストは、新日本古典文学大系本（岩波書店、一九九四年）を使用。

- (46) これらの説話の成立時期に関しては、註(36)(39)野口論文、永井義憲「長谷寺流記と縁起・験記」(『大妻国文』二二、一九九一年)などで検討されている。A・B二説話に関して言えば、Bの方には、末尾に「如此此山ノ流記ニ見タリ」とある。Aも「流記」にあったことは、『原中最秘抄』上巻「玉鬘」条に「長谷寺流記云」としてAの説話の前半部分(「護法善神」の話以前の部分)を引用していることから知られる。また、巻上第一の説話はやはり「流記」に依拠したものであるが、もとは「江談抄」から出たものであると考えられている。
- (47) 註(36)野口論文三三三頁、註(39)野口論文二九六―二九八頁。
- (48) 「験記」収載の説話Aは、後半部分に馬頭夫人が後に長谷寺の「護法善神」となって様々な験を顕わした話を載せるが、この部分は「流記」にはなく、「験記」が成立するまでの間に新たに付け加えられたものであると言われている。(註(36)(39)野口論文)。「百済皇后靈験譚」の類話にあたるのは、前半部分であるので、その成立は「流記」にまで遡って良い。また、Aの説話の最後には「源氏ノ物語ニ唐シノ后十種ノ宝物ヲ当寺ニ送ルト書タルハ此事ヲ思ハエルナルヘシ」とある。しかし、『源氏物語』には、唐の后が十種の宝物を送ってきたというような記述は見えない。恐らく、『源氏物語』「玉鬘」などに見える長谷寺に関する記述に基づいてAの説話が創出されたため、逆に混乱を生じた「験記」の作者が、このような注記をしてしまった可能性がある。『源氏物語』「玉鬘」の記述からすぐにAの説話が想起されたことは、共に十四世紀半ば貞治年間の成立と言われる『源氏物語』の注釈書『河海抄』・『原中最秘抄』が、「玉鬘」の「初瀬なむ……唐土にだに聞こえあむなり」に「流記」のAの説話を引用付注していることからも窺えるのではないだろうか。
- (49) Bの説話には天曆六年(九五二)という年号が示されているが、新羅はこの頃既に滅びている。具体的な年号を持ってきても、整合性をさほど細かく気にしない点は、『百済皇后靈験譚』と共通する姿勢である。一方、Aの説話の乾符三年(八七六)という年号と「大唐国」の「僖宗皇帝」は整合している。
- (50) 阿部泰郎「長谷寺の縁起と靈験記」(仏教民俗学大系編集委員会編『仏教民俗学大系 仏教民俗学の諸問題』(名著出版、一九九三年)三三三頁)。
- (51) 註(43)永島書四〇〇五二頁、同註林・坂本書二一四五頁。
- (52) 註(36)永井(一九五七年)論文二二二―二三頁、同註永井(一九七八年)論文三二五頁。
- (53) 註(36)野口論文三四三頁。全体として「験記」の方が詳しく、また、「験記」に見える具体的な人名や年月日は、『今昔物語集』・「宇治拾遺物語」には現れないという違いがある。
- (54) 巻第二・法文歌・僧歌十三首。
- (55) 註(36)野口論文三四四頁、註(39)野口論文二八七頁にも同様の見解がある。
- (56) 註(36)野口論文三三七頁、註(39)野口論文二八九頁、註(36)永井(一九七八年)論文三二三頁、山根賢吉「靈験譚の蒐集―観音と地藏―」(永井義憲・貴志正造編『日本の説話(第三巻・中世I)』(東京美術、一九七三年)一一三―一五頁などにも同様の見解がある。
- (57) 第三章で触れた、寛元元年の勝尾寺の勧進に際し作成された縁起絵巻四巻が、安居院で作成されたという事例と、一一〇七年頃から数年間、法然が勝尾寺に滞在した折り、一切経論施入の開題供養に安居院の聖賢を招請したという事例(法然上人行状絵図(四十八巻)三六)は、勝尾寺と安居院の直接の関係を示すものである。その他、安居院の聖賢作とされる唱道文集「言泉集」(永井義憲・清水有聖編『安居唱道集(上巻)』(角川書店、一九七二年)には「開成皇子書写大般若八幡感応事」という説話を「勝尾寺縁起云」で始めており、安居院作とされる『神道集』(『神道体系(文字編)』巻第一「宇佐八幡事」で「勝尾寺の縁起には、故に八幡大菩薩と号すと云へり(読み下しは

筆者による」とあって、安居院が勝尾寺の縁起を唱道集編纂に利用していたことが知られる。このような唱道集を介した関係から、註(26) 徳田論文二一九―二三〇頁では、安居院には唱道の材となる数多くの説話が集積されていて、寛元元年に安居院で勝尾寺の縁起絵巻を作成する際、同寺の縁起を安居院の僧坊に運び込んだか、逆に安居院の側が勝尾寺に縁起の材を提供した可能性を示唆している。また、註(36) 永井(一九五七年)論文二二三―二二七では、同一の靈験譚が複数の寺に寺名を変えただけで伝わっている事例があることから、諸社社の縁起を管理していた勅進聖が、依頼に応じて寺社の勅進に関わり、同じ題材の靈験譚を各寺社に応じて固有名詞を変えて用いることがあった可能性を示唆すると共に、二種の『験記』古写本に「安居院説草二」という注記(巻下第一)があることや、安居院系の唱道文集と考えられる金沢文庫蔵『観音利益集』(古典文庫、一九五〇年)が「験記」から取ったらしい説話を多く収録していることから、長谷寺の靈験譚流布に安居院が関わっていたことを推定している。以上の状況から、安居院が媒介して長谷寺の観音靈験譚A・Bを勝尾寺に伝えた可能性が考えられる。なお、安居院の唱道や聖覚と法然との関係、法然伝などに関して、木村真美子氏の「ご教示とご助言を得た。

(58) 註(6) 速水書一四三頁。

(59) 註(13) 参照。

(60) 註(10) 参照。

(61) 註(15) 参照。

(62) 同書の成立時期については、速水侑「源信伝の諸問題」(田村圓澄先生古稀記念会編『東アジアと日本(宗教・文学編)』(吉川弘文館、一九八七年))を参照。ただし、同書中に二人の海商名が併記されているだけで、共に行動していることが記されているわけではない。

(63) 第一章で考察した通り、『百濟皇后靈験譚』関連史料を除いた現存の他の史料に、周文徳が正暦元年に米航したことを明記するものはない。

従ってこの年号の由来となった史料を確定することはできないが、十三世紀半ばに勝尾寺がこの説話を作り出していった段階では、源信関係の史料に正暦元年を記したものがあったのかもしれない。

(64) 現に、この縁起絵巻を見た可能性のある専阿弥陀仏(号々々木禅尼)なる尼が心を動かされ、名田を寄進している(『勝尾寺文書』220)。勝尾寺は古くから浄土教との関わりが深く、勝尾寺の善仲・善算及び開成皇子の伝は、『拾遺往生伝』に採られている。また、九世紀の勝尾寺第四代座主と伝えられる証如は、口称念仏を人々に勧めたと言われ、その伝は『日本往生極楽記』・『後拾遺往生伝』に見える。「勝尾寺文書」では、元久元年(一一〇四)の文書(『勝尾寺文書』39)を初見に、勝尾寺はこの四人(「先師聖人」・「先聖」・「四聖」)の極楽往生の地であるとの表現が出てくる。また、十二世紀半ば以降、不断念仏・八月大念仏などが毎年恒例で行われており、常行堂や阿弥陀堂の存在も確認できる(『勝尾寺文書』26・31・32・34・150・155)。一一〇七―一一一一年頃には法然が勝尾寺に滞在したことが知られ、その頃勝尾寺で恒例引声念仏が行われていたという(法然上人行状絵図(四十八巻伝)三六)。

(65) 註(36) 永井(一九五七年)論文二二頁。

(66) 榊原小葉子「古代中世の対外意識と聖徳太子信仰―法隆寺僧願真の言説の期するもの―」(『日本歴史』六一七、一九九九年十月)において、中世に百濟崇拜が存在したことが指摘されている。小稿で取り上げた説話は、古代・中世の対外意識や三國史観、朝鮮観とも関わる問題を含んでいる。これらの点については今後留意する必要があると考えている。

(67) 榊本涉「宋代の「日本商人」の再検討」(『史学雑誌』一一〇―一一、二〇〇一年二月)で、十二世紀後半以降宋側史料に現れる「日本商人」の実態は、日本から宋へ派遣された宋商人であったことが論証されており、日宋貿易の中心が宋商人から「日本商人」に移ったとする定説

を批判している。

(68) 第三章で触れたとおり、「百済皇后靈驗譚」が発生した史料①の段階では、「百済から「靈樹」が送られて来たが、周文徳という海商名が取り込まれた史料②では、それが「白心木七本」に変えられた。「白心」とは、ビャクシン(柏楨、別称イブキ・シンバクなど)である。これは、中国・朝鮮半島原産の常緑樹で、中国の禅寺に柏や楡が植えられていた風が日本に移され、日宋間を多くの禅僧が往来した中、十三世紀後半以降、特に禅宗寺院に数多く植えられるようになった樹木であると言われている。例えば、京都東福寺のイブキは、『都名所図絵』に見える、開山巴爾弁円が宋から携えてきた古樹と言われており、鎌倉建長寺のビャクシンは樹齢六五〇年から七〇〇年と伝えられ、建長五年(一二五三)に当寺を開いた蘭溪道隆が宋より齎し自ら植えたものと伝承されているという。同じく蘭溪道隆と性才法心(法身禅師性西)を開山とする松島の瑞巖寺(旧円福寺)にも、樹齢七〇〇年と伝えるビャクシンがある。つまり、「白心」は十三世紀の人々にとって宋文化の色濃い禅宗寺院の象徴とも言える樹木で、中国を想起させるものの一つであったと考えれば、宋の海商が伝えた物品の一つとして「百済皇后靈驗譚」に取り込まれたとしても何ら不思議ではない。十七世紀末の史料⑩の「百済皇后靈驗譚」では、「白心樹」に「樹已枯矣。株杭屹尚在荒神廟後」と注記している。なお、同様の観点から、第四章で紹介した「流記」並びに「験記」の唐の馬頭夫人説話で日本へ向けて小舟を送り出した地を「明州ノ津」としている点も注目される。古くから日中交通上の重要な拠点の一つであった明州は、漂流の事例を除くと、十一世紀以降、日本との往來の発着地として一本化されるようになり、十三世紀から十四世紀前半まで、ほとんどすべて明州が使われていることが指摘されている(榎本涉「明州市舶司と東シナ海交易圏」『歴史学研究』七五六、二〇〇一年十一月)。ビャクシンについては、石井進「歴史の生き証人「柏楨」(「もっぴとつ」の鎌倉)」(そし

えて、一九八三年)、入間田宣夫「松島寺の柏楨」(『瑞巖寺博物館年報』十、一九八四年十二月)、『入西のビャクシン』(坂戸市教育委員会、一九九三年)、関口和也「ビャクシン」が語る中世の東國―入西の「ビャクシン」を中心に―(『あるく中世』五、一九九三年五月)、同「樹木」(佐藤和彦他編『日本中世史研究事典』(東京堂出版、一九九五年))、羽山泰一「鎌倉樹木志略」(鎌倉市教育委員会、一九六四年)、牧野和春「巨樹の民俗紀行「百樹の旅」」(恒文社、一九八八年)などを参照。なお、この説話におけるビャクシンの表象的な意味については、工藤健一氏の「教示を得た」。